

議案第 16 号

平成21年度鎌倉市一般会計
補正予算（第1号）

平成21年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,164,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成21年6月10日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		4,339,537千円	△ 1,267千円	4,338,270千円
	5 国庫負担金	2,517,494	3,133	2,520,627
	10 国庫補助金	1,781,620	△ 4,400	1,777,220
60 県支出金		2,496,780	39,484	2,536,264
	5 県負担金	1,008,089	1,566	1,009,655
	10 県補助金	1,136,498	37,918	1,174,416
70 寄附金		15,482	15,000	30,482
	5 寄附金	15,482	15,000	30,482
80 繰越金		900,000	99,983	999,983
	5 繰越金	900,000	99,983	999,983
90 市債		3,532,400	8,200	3,540,600
	5 市債	3,532,400	8,200	3,540,600
歳 入	合 計	56,003,000	161,400	56,164,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		7,601,354円	4,100円	7,605,454円
	5 総務管理費	6,115,283	4,100	6,119,383
15 民生費		15,085,108	15,360	15,100,468
	10 児童福祉費	5,036,264	15,360	5,051,624
20 衛生費		5,473,916	76,540	5,550,456
	5 保健衛生費	1,395,776	66,940	1,462,716
	15 環境対策費	323,293	9,600	332,893
30 農林水産業費		453,907	44,000	497,907
	5 農業水産業費	453,907	44,000	497,907
45 土木費		9,966,894	4,000	9,970,894
	20 都市計画費	7,141,452	4,000	7,145,452
70 予備費		50,000	17,400	67,400
	5 予備費	50,000	17,400	67,400
歳 出	合 計	56,003,000	161,400	56,164,400

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
漁港整備事業費	千円 64,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金又は地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 72,300	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金又は地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	3,532,400				3,540,600			